

インド特許法の基礎(第25回)

～特許取消～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

特許は、審査官による実体審査を経て登録される(第12条、第43条)。特許は、新規かつ有用な発明の開示の代償として出願人に付与される独占権であり、特許制度は、社会経済及び技術的發展を促すことを目的としている。しかし、第12条に基づいて行われる審査は、特許権の有効性を保証するものではなく(第13条(4))、瑕疵ある特許が付与されることがある。インド特許法には、かかる瑕疵ある特許を取り消すための各種制度が用意されている(第64条～第66条)。

2. 特許要件違反に係る特許取消(第64条(1))

(1) 申立人適格

利害関係人又は中央政府は、第64条(1)に挙げられた理由に基づいて特許の取消を知的財産審判部に申し立てることができる(第64条(1))。「利害関係人」は、当該発明に係る分野と同一の分野における研究に従事し、又はこれを促進する業務に従事する者を含む(第2条(1)(t))。

また、特許権侵害訴訟を提起された被告は、当該訴訟における反訴として特許の取消を主張することもできる(第64条(1))。

(2) 審理主体

知的財産審判部は、利害関係人による申立に基づいて特許を取り消すことができる(第64条(1))。いかなる裁判所も第64条(1)の特許取消の申立に係る管轄権を有しない(第117条C条)。

ただし、高等裁判所は、特許権侵害訴訟における反訴があった場合、当該反訴に基づいて特許を取り消すことができる(第64条(1))。地方裁判所での特許権侵害訴訟において、特許取り消しの反訴が被告よりなされた場合、当該訴訟は反訴と共に高等裁判所へ移送され(第104条)、高等裁判所が特許取消理由を審理する。

(3) 取消理由

第64条(1)には17個の取消理由が列挙されているが、その列挙順序や、異議申立理由(第25条(1))との関係が非常に分かり難い。そこで、取消理由を、以下の通り(I)実体的要件に関する取消理由、(II)形式的要件に関する取消理由、(III)不正及び虚偽行為に関する取消理由に分類し、取消理由及び異議申立理由の条項を対比整理した。

取消理由の中には、異議申立理由として列挙されていないものがあり、申立の理由によっては、特許異議申立(第25条)では無く、特許取消の申立(第64条)が適するケースもある。また、